

議案第 9 号

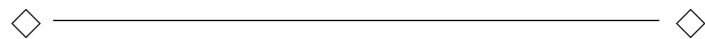
物品の買入れについて

次のとおり物品を買い入れる。

令和 8 年 9 月 4 日提出

階上町長 荒 谷 憲 輝

1	名 称	教育用タブレット端末
2	数 量	8 5 0 台（附属装置 1 式）
3	買 入 金 額	5 7, 0 3 5, 0 0 0 円
4	契約の相手方	八戸市大字糠塚字下道 1 6 株式会社ビジネスサービス八戸支店 支店長 谷地 諭司



提案理由

教育用タブレット端末を取得するため提案するものである。

（参考）

▽議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第 3 条 地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は予定価格 1,500 万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については 1 件、5,000 平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。